

いけだ ひさお 議会選出監査委員に池田久男 氏が就任（5月12日付け）



▲議会選出監査委員の池田氏

●就任あいさつ

このたび、5月臨時会において選任の同意をいただき、監査委員を拝命することとなり、その職責の重大さに身の引き締まる思いです。

地方分権改革の進展に伴い、幸田町においても今まで以上に公正で合理的かつ能率的な行財政運営を確保することが求められております。

微力ではありますが、議会選出の監査委員として、公正にして効率的な財政運営を確保し、町の発展に貢献すべく、職務の遂行に全力を尽くす所存です。

町民の皆さんのご指導とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

問合せ 監査委員事務局（内線430）

幸田町地域安全女性推進委員会議が開催されました



▲地域安全女性推進委員のみなさん

町では、安全安心なまちづくりを推進するため、各区から選出された地域安全女性推進委員の皆さんからご意見、ご要望をいただき、交通安全や防犯、防災に関する施策を進めています。

5月に行われました、平成27年度第1回会議において、多くの意見が出されたので、主なものを要約してご紹介します。

第1回会議 5月11日（月）開催

意見1：通学路や生活道路を通る車がスピードを出している。子どもたちが道路を横断するので、とても危険です。運転者に注意を促すような対策をして欲しい。

【回答】：現地確認を行い、注意看板を立てる等の対策を検討します。

意見2：毎朝、地域の交差点で子どもの見守りをしているが、自転車のマナーが悪くて危ない。自転車がスピードを出していて、脇道から出てくる車とぶつかりそうになることも。

【回答】：自転車利用者のマナー向上に向けて啓発活動を行っていきます。

***自転車は「車の仲間」です。自転車に乗るときはルールとマナーを守って安全に利用しましょう！！**

【自転車安全利用五原則】

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並走の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用



問合せ 防災安全課 安全対策G（内線371）

平成28年4月1日採用 幸田町職員を募集します

1 職種・採用予定人員・受験資格

職 種	採用人数	学 歴	受 験 資 格
一般事務職	若干名	大学 短大 高校	・昭和63年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または平成28年3月31日までに卒業見込みの人
一般事務職 (障がい者)	若干名	同上	・昭和40年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または平成28年3月31日までに卒業見込みの人 ※身体障害者手帳その他の障がい者であることの証明書類を持っている人。ただし、自力により通勤可能であり、介護者なしで職務の遂行ができる人
土木技術職	若干名	同上	・昭和63年4月2日以降に生まれた人で、土木課程を履修して卒業した人または平成28年3月31日までに卒業見込みの人
保 育 士	若干名	大学 短大	・昭和55年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または平成28年3月31日までに卒業見込みの人 ※保育士資格を平成28年3月31日までに取得または取得見込みの人
消 防 職	若干名	大学 短大 高校	・平成2年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または平成28年3月31日までに卒業見込みの人 ※両眼とも矯正視力1.0以上で、赤色、青色および黄色の色彩の識別が可能の人
保 健 師	若干名	大学 短大	・昭和54年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または平成28年3月31日までに卒業見込みの人 ※保健師資格を平成28年3月31日までに取得または取得見込みの人

2 試験日程・会場・試験内容

試 験	日 時	会 場	試 験 内 容
一次試験	9月20日(日)	幸田町役場 幸田町中央公民館	・一般教養試験 ・職場適応性検査 ・専門試験(土木技術職・保育士)
	9月21日(祝)	幸田町役場	・人事担当者面接 ・事務処理能力試験
二次試験	11月15日(日)・21日(土)・ 22日(日)のうち幸田町が指定 する2日間	幸田町役場	・最終面接 ・グループ討議 ・体力テスト(消防職のみ)

3 試験申込み・受付期間

区 分	受付期間	受付場所	備 考
窓口受付	7月1日(水)から 7月31日(金)まで	幸田町役場3階 企画部人事秘書課 人事秘書グループ	受付時間は、午前8時30分から 午後5時15分まで (土曜・日曜・祝日は休み)
郵便受付			受付期間末日の消印まで有効 (消印なきものは無効)

4 そのほか

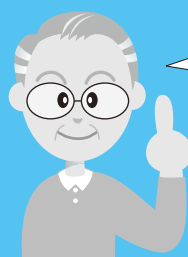
- (1) 募集要項をよくご確認の上、お申込みください。なお、募集要項、受験申込書などは、幸田町役場企画部人事秘書課(3階)でお渡しするほか、幸田町ホームページからもダウンロードできます。
- (2) 遠隔地に住んでいる人で、受験申込書などを郵送で請求する場合は、92円切手を貼付し、宛先などを明記した返信用封筒(長形3号:120mm×235mm)を必ず同封してください。
- (3) 提出書類(履歴書等)は、理由を問わず返却しません。

【問合せ・申込み】

幸田町役場3階 企画部人事秘書課 人事秘書グループ(4番窓口) ☎0564-62-1111(内線324)

*詳しくは幸田町ホームページ(<http://www.town.kota.lg.jp/>)をご覧ください。

特定保健指導を利用した人の声



目標をたてたことにより、食事にしても運動も意識してできるようになって良かったです。



体重の変化について意識をするようになりました。



カロリー表示を見るだけで体重に変化が出て、特定保健指導を受けてよかったと思っています。

国民健康保険加入者で、特定健康診査の結果が「動機付け支援レベル」か「積極的支援レベル」となった人には、特定保健指導の案内を送付します。

健康のプロによる指導が無料で受けられる、またとない機会です。特定保健指導を積極的に利用し、ご自身の生活習慣を見直すきっかけにしましょう！

健診結果のここをチェック！

住民健診を受けた人の結果（3パターン）

特定健康診査結果	情報提供レベル
メタボリックシンドローム判定	非該当
特定健康診査結果	動機付け支援レベル
メタボリックシンドローム判定	非該当
特定健康診査結果	積極的支援レベル
メタボリックシンドローム判定	基準該当

特定健康診査結果報告書

特定健康診査結果報告書

人間ドックを受けた人の結果（3パターン）

あなたは **情報提供レベル** です。

あなたは **動機付け支援レベル** です。

あなたは **積極的支援レベル** です。

問合せ 保険医療課 国保年金G 内線143

特定保健指導を利用しましょう



特定保健指導とは？……生活習慣改善のビッグチャンス！！

対象者は、40歳から74歳の人となります。動機付け支援と積極的支援という2つの支援があります。

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善により生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、生活習慣の改善の方法を自ら選択できるよう健康のプロがサポートする制度です。

特定保健指導は何のために行うの？

いつまでも健やかな生活を送っていただくために、あなたに合わせた体のメンテナンス方法を健康のプロが提案させていただきます。

「忙しいから…」、「今はまだ大丈夫…」と先延ばしにしていると糖尿病や心臓病・脳卒中等を発病し、これまでの生活が送れなくなる可能性があり、最悪の場合は死に至ることもあります。

特定保健指導を利用してどのような結果がでるの？

実際に特定保健指導を利用した人の例をご紹介します。

Aさん：60代男性の場合

特定健診に積極的支援レベルと判定されたAさんは、特定保健指導の面接を受け、保健師の指導により、次のような目標を設定しました。

目標：6か月後までに体重を2kg、腹囲を2cm減らす！

さらに、目標実現に向けて、現在の生活習慣を見直し、次のような計画を作りました。

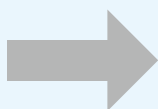
目標実現に向けての計画

- ①毎日の運動を22分増やす。
- ②テニスなど、今やっている運動とは違う運動をする。
- ③毎回の食事において、主食・主菜・副菜をそろえる。
- ④年内に採血して状態をチェックする。
- ⑤夜の間食は引き続き控える。
- ⑥朝と夜に体重測定をする。(朝・夜の体重差が1kg以内にする)

以上の6つを実施する計画を立てて、6か月間取り組んだ結果…

初回面接時

身長 161.8cm
体重 71.1kg
腹囲 90.0cm
BMI 27.1



半年後

体重 69.1kg
腹囲 89.0cm
BMI 26.3

体重：-2kg
ウエスト：-1cm

幸田岩堀土地区画整理事業の保留地を分譲します

幸田岩堀土地区画整理組合では、保留地（6区画）を次のとおり販売します。

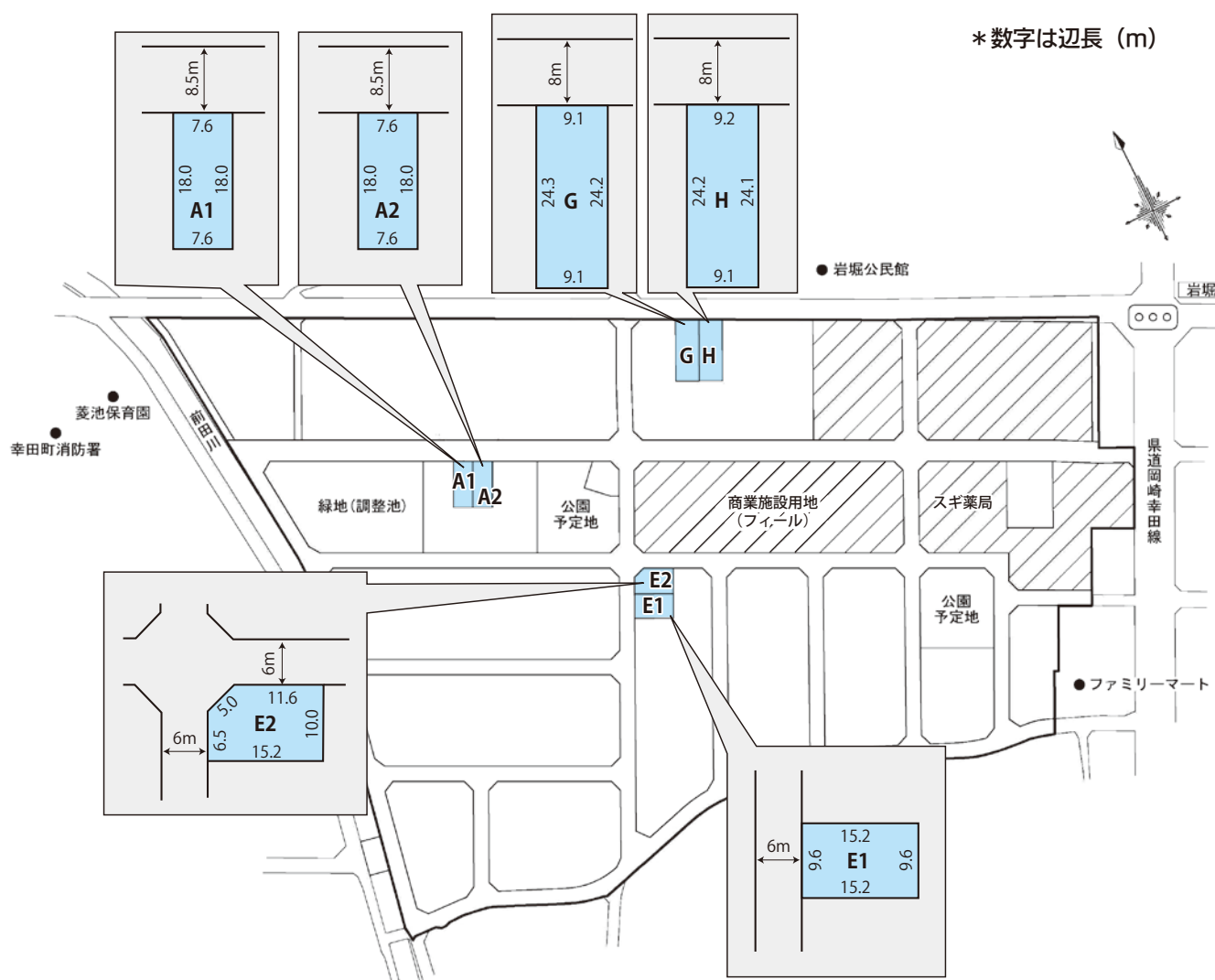
位置番号	街区	画地	面積		販売金額（円）
			㎡	坪（約）	
A1	2	2-1	138.46	41.9	12,696,782
A2	2	2-2	138.44	41.9	12,694,948
E1	7	1-1	147.23	44.5	13,927,958
E2	7	1-2	147.24	44.5	13,973,076
G	11	2-1	223.21	67.5	20,468,357
H	11	2-2	223.22	67.5	20,469,274

申込期間 7月13日(月)～24日(金) 午前9時～午後4時（土、日、祝日を除く）

申込場所 組合事務局（役場2階 区画整理課内）

抽 選 日 7月26日(日)

問 合 せ 土地の詳細、申込みおよび抽選方法などについては、組合事務局（区画整理課内、内線214）へお問い合わせください。



第6期介護保険事業計画における介護保険料の見直しについて

介護保険制度は平成12年に創設されて以来、3年ごとに計画の見直しを行ってきました。平成27年度から第6期の介護保険事業計画がスタートします。

全国の高齢者人口の増加に伴い、介護保険料の負担割合が変更されました。また、幸田町においても高齢者人口の増加に伴い、介護施設などを整備し、介護保険給付費の増加が見込まれるため、介護保険料の見直しを行いました。

①負担割合の変更

65歳以上（第1号被保険者）と40歳～64歳（第2号被保険者）の負担割合は全国ベースの人口比率で定められています。

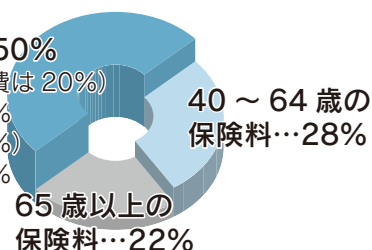
	変更前	変更後
65歳以上の人	21% →	22%
40歳～64歳	29% →	28%

②介護保険料の改定

第6期の介護保険事業計画（平成27～29年度）における介護保険給付費等の増加見込みに伴い、保険料の見直しを行ないました。変更内容については下記のとおりです。

公費（税金）…50%

- ・国 25%（施設費は20%）
- ・都道府県…12.5%（施設費は17.5%）
- ・市町村…12.5%



介護給付費等の見込み

平成24～26年度

43億6千万円

↓ 約24%の伸び！

平成27～29年度

54億6百万円

旧段階 区分	新段階 区分	対 象 者	保険料率	新保険料 (年額)	旧保険料 (年額)
1	1	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者であって世帯全員が住民税非課税の人及び、世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の人	基準額 × 0.40	19,680	20,520
2					20,520
3	2	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が120万円以下の人	基準額 × 0.70	34,440	31,920
4	3	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が120万円を超える人	基準額 × 0.75	36,900	34,200
5	4	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいる人のうち、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の人	基準額 × 0.85	41,820	38,760
6	5	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいる人のうち、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円を超える人	基準額	49,200	45,600
7	6	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.15	56,580	52,440
8	7	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額 × 1.30	63,960	57,000
9	8	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額 × 1.50	73,800	68,400
	9	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額 × 1.55	76,260	
10	10	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額 × 1.80	88,560	79,800
11	11	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が600万円以上の人	基準額 × 1.90	93,480	84,360

問合せ 福祉課 介護保険G（内線156）

国民健康保険高齢受給者証が更新されます

国民健康保険高齢受給者証が、8月1日から新しくなります。

対象者には白色から肌色に変わった新しい受給者証を、7月下旬までに郵送します。

対 象 昭和15年8月2日から昭和20年7月1日生まれの国民健康保険被保険者

問合せ 保険医療課 国保年金G（内線143）

後期高齢者医療保険証が更新されます

1. 現在お持ちの保険証の有効期限は7月31日です。8月1日から使用していただく新しい保険証を7月中旬から下旬に書留で郵送します。

* 配達時に不在の場合は、郵便受けに案内(郵便物等のお預かりのお知らせ)が入ります。

郵便局の連絡先（☎0533-69-0855）

2. 郵便局での留置期間（案内に記載されている期間）を超えると、保険証は保険医療課に返還されます。その場合は、保険医療課の窓口でお渡ししますので、ご本人と確認できる書類を持ってお越しください。

3. 8月1日以降に医療機関に受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。

問合せ 保険医療課 医療G（内線144）

ごみの成績 4部門中3部門において県内1位！！

愛知県から平成25年度のごみの指標について発表がありました。幸田町は、ランキングが発表された4部門のうち3部門が1位、1部門が2位という成績に輝きました。

	1人1日当たりのごみの量 * 1 (g / 人・日)	処理しなければならないごみの 1人1日当たりの量 * 2 (g / 人・日)	リサイクル率 (%)	1人当たりの最終処分(埋立)量 (kg / 人・年)
1	幸田町 703	幸田町 506	大口町 38.7	幸田町 10.6
2	あま市 705	岩倉市 568	幸田町 36.9	東海市 12.4
3	大治町 730	江南市 570	田原市 29.7	春日井市 19.3
愛知県平均	940	762	22.7	28.7

* 幸田町はすべて平成24年度と同順位

* 1 ごみ総排出量を1人1日あたりに割り返した量

* 2 ごみ総排出量から資源ごみを引いて1人1日あたりに割り返した量

町民の皆さんのご協力の結果、幸田町は、県内でごみの減量などで最先端の自治体となっています。この理由としては、各種団体による資源回収や、ごみ袋を有料にし、分別ごみを無料にすることにより、燃やすごみから資源物を取り出すことができていることが考えられます。

町民の皆さんと一緒にごみの減量・資源化に取り組んでいきますので、今後ともご協力をお願いします。

出典：平成25年度一般廃棄物処理事業実態調査結果

問合せ 環境課 ごみ対策G（内線273）

福祉医療費助成制度について

この制度は、受給者が必要な医療を安心して受けられるよう、医療保険の自己負担額を助成して健康の保持増進と経済的な負担の軽減を図ることを目的としています。

対象となるのは、町内に住所を有し、健康保険（国民健康保険、社会保険など）に加入している人で、下表に該当する人となります。この制度による助成を受けるには、申請が必要です。

申請に必要なものは、印鑑、健康保険証、障害者手帳など対象者であることを証明する書類です。

制度	対象	助成内容
子ども医療	0歳～中学3年（年度末まで）	医療保険の自己負担額を助成します。
障害者医療	●身体障害者手帳 1～3級 4級（腎臓機能障がい） ●療育手帳 A・B 判定の人 ●自閉症状群と診断されている人	医療保険の自己負担額を助成します。
母子家庭等医療	●母子、父子家庭の子が 18 歳に達する年度末までの母、父、子（児童扶養手当に準ずる所得制限があります） ●父母のいない子が 18 歳に達する年度末まで	医療保険の自己負担額を助成します。
精神障害者医療	精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級	医療保険の自己負担額を助成します。
	精神障害者保健福祉手帳 3 級	精神疾患に関する入院医療費自己負担額の 2 分の 1 を助成します。
	自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている人	自立支援医療における精神疾患の通院医療費自己負担額（1 割）と精神疾患の入院医療費自己負担額の 2 分の 1 を助成します。
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療の被保険者の人で ●障害者医療、母子家庭等医療、精神障害者医療の受給資格を満たす人（上表） ●精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律の規定による措置入院患者 ●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による命令入所患者と同等の要件を有すると認められた人 ●戦傷病者手帳所持者 ●ねたきり、認知症で生活介護を受けていることが 3 か月以上継続し、町民税非課税の人 ●一人暮らしで、町民税非課税の人 ＊状況調査を行います。	医療保険の自己負担額を助成します。（全疾病） ただし、次の人は次のとおりです。 ●精神障害者保健福祉手帳 3 級の人、精神疾患の入院医療費自己負担額の 2 分の 1 を助成します。 ●自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている人は、精神疾患の通院医療費の自己負担額、精神疾患の入院医療費の自己負担額の 2 分の 1 を助成します。

* 入院時の食事代や部屋代などは、助成対象となりません。

* 生活保護を受けている人や施設措置入所などにより同等の医療助成を受給している人は、対象から除きます。

* 母子家庭等医療費、後期高齢者福祉医療費（一部該当者）の受給者証は、8月1日から新しくなります。受給者証の更新が必要な人には、更新申請書を7月上旬に郵送しますので、記入・押印の上、更新の手続きをしてください。手続き完了後、引き続き対象となる人には、7月末までに受給者証を郵送します。

問合せ 保険医療課 医療G（内線144）

国民年金保険料免除制度について

国民年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納める必要があります。1か月の保険料は、15,590円（平成27年度）ですが、収入の減少や失業などにより保険料の納付が困難な場合は、保険料が全額免除または一部免除（一部納付）となる制度があります。

免除と未納はこんなに違います！

	老齢基礎年金を受けるための資格期間	老齢基礎年金の受け取り額	障害・遺族年金を受けるとき	所得審査を受ける方
全額免除	○ 受給資格期間となる	 1/2	○ 納付した場合と同じ	本人・配偶者・世帯主
4分の3免除 4分の1納付 3,900円を納める	○ 受給資格期間となる	全額納付を「1」として比較した額 追納すると「1」になる	○ 納付した場合と同じ	本人・配偶者・世帯主
半額免除 半額納付 7,800円を納める	○ 受給資格期間となる		○ 納付した場合と同じ	本人・配偶者・世帯主
4分の1免除 4分の3納付 11,690円を納める	○ 受給資格期間となる		○ 納付した場合と同じ	本人・配偶者・世帯主
納付猶予	○ 受給資格期間となる	○ 0	○ 納付した場合と同じ	本人・配偶者
未納	× 【期間に算入されない】	○ 0	× 【受け取れない場合がある】	

- * 保険料の全額免除や一部納付などの承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。
- * 追納する場合は、保険料免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

平成27年度の申請受付は、7月からとなります。申請対象期間は、平成27年7月から平成28年6月までの保険料納付がない期間です。この期間の申請には、前年（平成26年）中の所得の申告が必要ですので、所得申告を済ませてから申請してください。

【免除等の申請対象期間と審査所得の関係】 ※平成27年7月時点（注1）

区 分	申請の対象となる期間	審査の対象となる所得
平成24年度分	平成25年6月分	平成23年中所得
平成25年度分	平成25年7月～26年6月分	平成24年中所得
平成26年度分	平成26年7月～27年6月分	平成25年中所得
平成27年度分（注2）	平成27年7月～28年6月分	平成26年中所得

- （注1）申請時点から、2年1カ月前までの期間について、さかのぼって国民年金保険料の免除などを申請できます。
（注2）平成27年度分は、平成27年7月から申請ができます。

申請時の注意点

- 1 年度ごとに申請書の提出が必要です。
1枚の申請書で申請できるのは1年度分です。※免除・納付猶予は7月から翌年6月まで。
- 2 過去の所得で審査します。
申請する年度に対応する前年所得に基づき審査されます。また、世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者の所得審査がありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除などが承認されない場合があります。

申請・問合せ 保険医療課 国保年金G（内線143）、岡崎年金事務所 国民年金課 ☎23-2515

医療費の窓口負担や入院時の食事代が軽減される認定証の更新を忘れずに

1 か所の医療機関などに支払う医療費の窓口負担が、自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」や入院時の食事代などの標準負担額（自己負担額）が軽減される「標準負担額減額認定証」などの有効期限は7月31日までです。

国民健康保険の被保険者は、引き続きこの認定証の交付を受けるには、改めて申請が必要です。申請に必要なものを持って、役場 1 階保険医療課（4 番窓口）までお越しください。

後期高齢者医療の被保険者で「標準負担額減額認定証」を既にお持ちの人は、今年も適用区分が低所得者Ⅰ・Ⅱ（町民税非課税世帯）に該当すれば、7月下旬に新しい認定証を郵送します。（申請手続きは不要です。）また、新たに適用区分の低所得者Ⅰ・Ⅱに該当された人は、申請手続きが必要です。6月下旬にご案内を郵送していますのでご確認ください。

医療費 1 カ月の自己負担限度額（70歳未満）

適用区分	所得要件	過去 12 カ月間の世帯内の高額療養費支給回数		対象となる認定証
		3回目まで	4回目以降	
ア	901 万円超（注 1）	252,600 円 + 842,000 円を超えた総医療費の 1% を加算	140,100 円	限度額適用認定証
イ	600 万円超 901 万円以下（注 1）	167,400 円 + 558,000 円を超えた総医療費の 1% を加算	93,000 円	
ウ	210 万円超 600 万円以下（注 1）	80,100 円 + 267,000 円を超えた総医療費の 1% を加算	44,400 円	
エ	210 万円以下 （町民税非課税世帯を除く） （注 1）	57,600 円	44,400 円	
オ	町民税非課税世帯 （注 2）	35,400 円	24,600 円	限度額適用・標準負担額減額認定証

医療費 1 カ月の自己負担限度額（70歳以上）

適用区分	負担割合	自己負担限度額		対象となる認定証
		外来	外来 + 入院	
現役並み所得者	3 割	44,400 円	80,100 円 + 267,000 円を超えた総医療費の 1% を加算（4 回目以降は 44,400 円）	
一般		12,000 円	44,400 円	
低所得者Ⅱ（注 2）	2 割・1 割	8,000 円	24,600 円	限度額適用・標準負担額減額認定証
低所得者Ⅰ（注 2）		8,000 円	15,000 円	

入院時の食事代の標準負担額

適用区分		標準負担額	対象となる認定証
ア・イ・ウ・エ・現役並み所得者・一般		1 食 260 円	
オ（注 2）（70 歳未満）	過去 12 カ月間で 90 日までの入院	1 食 210 円	限度額適用・標準負担額減額認定証
低所得者Ⅱ（注 2）（70 歳以上）	過去 12 カ月間で 90 日を超える長期入院	1 食 160 円	
低所得者Ⅰ（70 歳以上）（注 2）		1 食 100 円	

（注 1）世帯の国民健康保険被保険者全員の「前年の所得から 33 万円を控除した額」の合計

（注 2）国民健康保険では世帯主と被保険者全員が、後期高齢者医療では世帯全員が町民税非課税の人（Ⅰ・Ⅱの区分などは申請時にお調べします）

申請に必要なもの ・印鑑、保険証、現在お持ちの認定証
・90 日を超える入院がある人は、領収書など入院日数の確認ができるもの

申請・問合せ 国民健康保険については、保険医療課 国保年金 G（内線 141）
後期高齢者医療については、保険医療課 医療 G（内線 144）

こんなときは減免が受けられます

申請により受けられる国民健康保険税の減免は、下表のとおりです。

減 免 の 判 定 基 準	減 免 さ れ る 税 額	
世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が 300 万円以下の世帯で、生計の中心となっていた被保険者が失業や事業の休廃止などにより当年の所得額が 2 分の 1 以下に減少すると見込まれる世帯（非自発的失業者の軽減措置を受ける世帯で、その税額の方が低額となる世帯を除く）	所得割額の半額 （非自発的失業者の軽減措置を受ける世帯で、その税額の方が高額となる世帯は、その差額）	
災害などにより、生計の中心となっていた被保険者が死亡し、もしくは障害者となった世帯	災害を受けた日以後 1 年以内に到来する納期の納付額の全額	
災害などにより、被保険者の居住する住宅や家財に生じた損害金額がその住宅や家財の価格の 5 分の 1 以上である世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が下表の区分にある世帯	災害を受けた日以後 1 年以内に到来する納期の納付額に対し下表の区分による額	
世 帯 の 区 分（前年の所得額の合計）	減 免 さ れ る 額	
	損害金額がその住宅や家財の価格の 5 割以上	損害金額がその住宅や家財の価格の 2 割以上 5 割未満
	500 万円以下	全額
	500 万円を超え 750 万円以下	半額
750 万円を超え 1,000 万円以下	4 分の 1	8 分の 1
固定資産税額（土地・家屋）の減免を受けた世帯	減免となった固定資産税額による資産割額	
被保険者が少年院などの施設に収容、または刑事施設や労役場などの施設に拘禁された世帯	被保険者が拘禁などされた期間に対する税額	
被保険者が心身障害者医療費受給者証の交付を受けた世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が 300 万円以下の世帯（軽減を受けた世帯を除く）	均等割額・平等割額の 2 割	
被保険者が母子家庭等医療費受給者証の交付を受けた世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が 300 万円以下の世帯（軽減を受けた世帯を除く）	均等割額・平等割額の 2 割	
社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者であった者（65 歳以上の者に限る）が国民健康保険の被保険者（旧被扶養者）となった世帯で、下表の区分による世帯	旧被扶養者に対する所得割額・資産割額の全額、7 割または 5 割軽減を受けた世帯を除く世帯の下表の区分による額	
世 帯 の 区 分	さ ら に 減 免 さ れ る 額	
旧被扶養者以外にも被保険者がいる世帯	旧被扶養者に対する均等割額の半額（2 割軽減世帯は 3 割）	
旧被扶養者以外には被保険者がいない世帯	均等割額・平等割額の半額（2 割軽減世帯は 3 割）	
世帯主と被保険者の町民税が非課税の世帯（軽減を受けた世帯を除く）	均等割額・平等割額の 2 割	
世帯主が生活保護を受けた世帯	保護を受けた期間に到来する納期の納付額の全額	

支払いは便利な口座振替で

国民健康保険税の支払いには、便利な口座振替をご利用ください。

なお、世帯主が 65 歳以上の被保険者で、その世帯に 65 歳未満の被保険者がいない人は、口座振替の人などを除き、受給する年金から天引きされます。

問合せ 保険医療課 国保年金 G（内線 142）

平成27年度 国民健康保険税はこうなります

国民健康保険税は、世帯ごとに計算され、世帯主が納税義務者となります。世帯主本人が被保険者でなくても、その世帯に被保険者がいれば、その世帯主に課税されます。

国民健康保険税は、所得割・資産割・均等割・平等割をそれぞれ医療保険分・後期高齢支援分・介護保険分（40歳から64歳までの人）ごとに計算した合計額を年税額として、7月から翌年2月までの年8回に分けて納めていただきます。

平成27年度の国民健康保険税の概要は、次のとおりですが、具体的な税額などは、7月中旬に郵送される納税通知書でご確認ください。

税率などは下表のとおりです

平成27年度は、課税限度額が医療保険分と後期高齢支援分で1万円ずつ、介護保険分で2万円引き上げられますが、それ以外の税率などは、平成26年度と変わりありません。

国民健康保険税は、被保険者の医療費にあてられる大切な財源であり、その被保険者間で公平に負担していただくよう税率などが決められていますので、必ず納期限までに納めましょう。

課税区分	課 税 対 象	医療保険分	後期高齢支援分	介護保険分
所得割	前年の所得から33万円を控除した額の合計	5.00%	1.60%	1.27%
資産割	固定資産税額（土地・家屋）	12.00%	4.00%	3.90%
均等割	被保険者1人当たり	24,800円	5,600円	9,800円
平等割*1	1世帯当たり	21,000円	4,400円	3,800円
課 税 限 度 額		52万円	17万円	16万円

* 1 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人となった世帯は平等割額（医療保険分・後期高齢支援分）が移行後5年間は半額、その後3年間は4分の3となります。

低所得者は税額が軽減されます

平成27年度は、軽減の判定基準の見直しにより、軽減の拡充が図られました。

軽 減 の 対 象	軽 減 の 判 定 基 準	軽減される税額
世帯主・被保険者・旧被保険者*2 の前年の所得額の合計 (65歳以上の公的年金等の所得からは15万円を控除)	前年の所得額が33万円以下	均等割額・平等割額の7割
	前年の所得額が33万円+26万円 ×（被保険者・旧被保険者の人数）以下	均等割額・平等割額の5割
	前年の所得額が33万円+47万円 ×（被保険者・旧被保険者の人数）以下	均等割額・平等割額の2割

* 2 旧被保険者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人

倒産や解雇などによる非自発的失業者に対する軽減措置があります

平成21年3月31日以降に離職し、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業等給付を受ける人は、申告により、離職の翌日から翌年度末までの期間において、前年所得のうち給与所得を100分の30として所得割額を計算し、低所得者の税額軽減についても、同様に判定します。

対象となる雇用保険受給資格者証の離職理由の番号	
特定受給資格者	11・12・21・22・31・32
特定理由離職者	23・33・34